冒頭、新井副委員長(専門委員長)より、本日の委員会から四半期会計基準の改正に関する検討を開始し、委員会への参考人招致並びに利用者、作成者及び監査人に対する個別訪問を通じた意見聴取により、現在の四半期財務諸表に対する評価や簡素化が考えられる点についての情報収集を行い、具体的な対応の方向性を取りまとめ、年内には公開草案を公表すべく取り組んでいく予定である旨の説明がなされた後、高橋由彦専門研究員から今後の審議の進め方と主に検討すべき事項についての追加説明が行われた。委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ある委員より、英独仏における四半期開示の内容について質問があった。これに対し 事務局からは、EU 透明性指令に基づき、財務報告は年度と半期で求められており、第 1・第3四半期は中間経営概況による定性的情報の開示が求められているのみであるこ と、そして、当該三か国は、透明性指令に従い国内法を整備しているが、フランスに おいては、中間経営概況で求められている開示情報に加えて、売上高の開示が求めら れていることやドイツでは取引所規則でプライムスタンダード市場に属する上場会社 に四半期貸借対照表と四半損益計算書の開示が求められている旨の説明があった。
- あるオブザーバーより、利用者側の情報ニーズに従来通り対応しつつ、作成者側の負担軽減をはかるためには、簡便的な会計処理の容認を検討事項とするべきではないかという旨の意見があった。これに対し事務局からは、現行の四半期財務諸表に関する会計基準では、投資家の判断を誤らせない限りにおいて簡便的な会計処理を容認しており、すでに作成者側ではこれに準拠して実務が行われていることから、主に開示の簡素化を検討することが考えられる旨の説明があった。
- ある委員より、今回の四半期報告の大幅な簡素化では、会計基準だけでなく非財務情報に係る開示制度も含めて大幅に見直すことを検討するのかという質問があった。これに対し金融庁オブザーバーからは、新成長戦略の一環として、四半期報告のうち、非財務情報も含んで簡素化を検討すること、四半期財務諸表に関する会計基準及び同適用指針の改正の検討とほぼ同じスケジュールで、四半期財務諸表等規則等の改正の検討も進める予定である旨の説明があった。
- また、ある委員より、新成長戦略の掲げる大幅な簡素化は、財務諸表の範囲の見直しまでをも想定しているのか、あるいは個々の財務諸表の開示事項・注記事項の簡略化に止まるのかという質問があった。これに対し新井副委員長からは、基本財務諸表に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ついてもコスト・ベネフィットを見ながら、幅広に検討していくことが考えられる旨 の説明があった。

■ 複数の委員より、第1・第3四半期だけでなく第2四半期についても簡素化を検討するということか、また、今回の簡素化の検討は IAS 第34号との関連で議論をする必要があるのかという質問があった。これに対し、新井副委員長からは、第2四半期も含めて見直しを検討するが、基準諮問会議からの提言では特に第1・第3四半期について言及されている点も踏まえながら、45日以内の開示という現行制度の枠組みの中で検討を進めることが考えられること、IAS 第34号との関係については、日本基準との差異は基準間の比較表に示したような点があるが、一方、開示制度や提出期限は日本と欧州とでは異なっており、今回の簡素化は、日本の現行制度の枠組みの中での最適な対応を、作成者、利用者、監査人、実証研究者など幅広く関係者の意見を踏まえつつ、新成長戦略との関係で検討していくことが考えられる旨の説明があった。

以上